

## 循環経済行動計画（案）

令和 8 年 4 月 2 1 日

循環経済に関する関係閣僚会議決定

### I. 基本的な考え方

世界で資源の獲得競争が激化している。中国は重要鉱物に対する輸出管理を強化するとともに、官民が出資して中国資源循環集団を設立し、国内の資源リサイクルにも注力している。EU は電子スクラップ（e-scrap）等の域外への輸出厳格化、新型車両への再生プラスチック使用義務化を打ち出している。今後、脱炭素化に向けて重要な蓄電池、モーター、半導体等の生産に必要な鉱物資源の需要は急拡大する見込みである。折しも、今般の中東情勢を受け、エネルギー安定供給を確保し、国民生活と経済活動を守ることが緊急的課題となり、資源確保の重要性が再認識されているが、もはや一次資源（天然資源）のみならず、二次資源（再生資源）の獲得競争の時代に突入している。

こうした中、我が国では、国内で発生するリサイクル可能な資源の多くが海外流出、焼却・埋立されている。そこには、公正な競争環境が未整備である、リサイクル技術が未成熟である、資源循環ビジネスの事業性が未確立であるといった課題、ボトルネックが存在する。出口戦略を見据えつつ、今こそ政策リソースを集中投下して循環経済への移行を加速し、我が国の「勝ち筋」とすべきである。

我が国基幹産業が必要とする質と量の再生材を安定供給するための「再生資源供給サプライチェーンの強靱化」は、高市内閣が進める危機管理投資、成長投資そのものであり、その実現が急務である。現状、欧米に比べて、日本の静脈産業の企業規模は相対的に小さく、その成長のためには、原材料たる再生資源の回収・分別の取組の強化や再生材使用製品の市場拡大も必要である。責任ある積極財政で民間に予見性を示しつつ官民で投資を大胆に進めること、あわせて関連制度の見直し、社会構造の改革を進めることが、強く豊かな国づくりに不可欠である。その際、俯瞰的なマクロアプローチ、緊要度・時間軸を意識したミクロアプローチの両輪が重要である。世界情勢を踏まえつつ、スピード感や現場感を持ち、事業者にも寄り添いながら循環経済を実現することが、日本経済復活への道である。

こうした観点に立って、今般、「循環経済行動計画」を取りまとめた。重要鉱物、金属資源等のリサイクル、再生材の活用等を通じた循環経済への移行は、もはや環境保全にとどまらない、経済安全保障のための喫緊の課題である。産業競争力の確保を前提とした上で、迅速かつ有効な対策を講じていく必要がある。かかる認識の下、本行

動計画に沿って、事業者のみならず、地方公共団体や国民も巻き込み、点から線へ、更に面的、立体的に、循環経済を国家戦略として取組を断行していく。

## II. 具体的な施策

※各施策の工程表を含めた詳細は、別紙「循環経済行動計画施策集」を参照。

### 1. 再生資源供給サプライチェーンの強靱化（重要鉱物、金属資源等）

#### <メタルリサイクル推進戦略>

資源循環を通じた我が国の自律性・不可欠性の向上に向けた取組として、重要鉱物や金属資源等について、いわゆる都市鉱山の有効活用や、高度な再資源化等の技術開発は、重要な要素である。このため、次の「マクロアプローチ」と「ミクロアプローチ」を柱とする「メタルリサイクル推進戦略」を推進していく。

#### （マクロアプローチ）

- 世界的な資源獲得競争の中でサプライチェーンを強靱化すべく、我が国産業の国際競争力の確保を大前提として、今後、我が国として再生材確保に注力すべき重要鉱物、金属資源等を抽出し、2030年までの再生材供給の目標（目指す姿、需要に占める再生材の割合等）を設定し、戦略的に取り組む。
- 特に次のベースメタル、重要物資については、我が国の自律性・不可欠性向上の観点から重要であり、それぞれの具体的目標を以下のとおり設定する。それ以外の重要鉱物等についても、再生材供給の拡大可能性に関する調査、推計を行う。
- また、再生資源を使用し生産される製品の付加価値について、世界市場の獲得を見据えつつ、我が国が主体的に国際標準づくりに向けて取り組む。

#### ①鉄（グリーン鉄）

我が国の鉄鋼業は、高強度・高加工性などユーザーの求める機能を実現する高級鋼材を中心に競争力を有しており、製造業の国際競争力強化に貢献。GX実現に向け、生産時のCO<sub>2</sub>を抑えたグリーン鉄の市場は2050年に約5億トンまで拡大するポテンシャルがあり、欧州を中心に素材製造プロセスの脱炭素化要請が高まる中で、状況の変化に柔軟に対応しつつ、グリーン鉄の原料である高品位鉄スクラップに関する技術開発を促進するとともに必要な設備投資を進め、世界に先駆けたグリーン鉄の国内生産・技術基盤を構築することが急務。とりわけ、現在国内で建設中の革新的大型電炉に高品位鉄スクラップを投入することで高品質鋼材を生産可能。大量の高品位鉄スクラップが新たに必要となるため、低品位鉄スクラップを選別処理して高品位鉄スクラップに転換する能力の確保が戦略的に

重要。環境対策にコストをかけずに高値で資源を買い集め、公正な競争環境を阻害している不適正スクラップヤード対策、不適正輸出への対策も重要である。

**【目標】 2030 年時点で、鉄スクラップを高品位化する処理能力約 200 万トン/年を目安とし、追加的に国内で確保する。**

## ②アルミ

軽量・易加工性を生かし、自動車や建材等に幅広く利用されている。我が国は、原料となる新地金を 100%海外からの輸入に依存しており、輸入依存度の低減やCO2 排出量の削減を期待できるリサイクルの推進が重要。鋳造品用合金には再生アルミ原料が多く用いられているが、今後は、再生アルミ原料の使用が困難とされるアルミ展伸材（板・棒製品）についても再生アルミの利用率を高めることが重要であり、そのためには、合金種ごとの選別や不純物の除去に関する技術開発が求められる。

**【目標】 2030 年時点で、再生アルミ原料の使用が一般に難しいとされるアルミ展伸材について、国内生産量の約 4 割を目安とし再生アルミ原料由来とする。**

## ③銅

電気分解により製造される純度の高い銅地金（電解銅）は、電気自動車やAI 関連分野、データセンターの拡大により将来的な需要の増加が見込まれており、DX やGX を支える基盤素材として重要性が高まっている。原料となる銅精鉱を 100%海外から輸入している我が国においては、輸入依存度の低減や製錬事業の基盤強化に向けて、鉱山権益の確保に加え、e-scrap や銅スクラップ等の銅を含む再生資源の処理量を増やすための技術基盤の確立や国内外からの e-scrap や銅スクラップの調達拡大が急務。また、e-scrap や銅スクラップを処理するにあたっては、そもそも銅製錬事業の維持・強化が不可欠であるところ、近年、不公正な政策や慣行を受け、銅製錬委託費が極めて低水準となり、世界各地で銅製錬事業の撤退や生産縮小の動きがあるが、国際連携によって適正な銅製錬委託費の実現により持続可能な銅製錬事業の実現にも取り組む必要がある。

**【目標】 2030 年時点で、国内で生産される銅（電解銅）の約 3 割を、e-scrap や銅スクラップ等の再生資源由来とする。**

## ④永久磁石

レアアースを用いた永久磁石は、自動車や産業機械等の基幹産業の生産活動に不可欠。我が国は高性能磁石の製造技術で優位性を持つ一方、原材料である重要

鉱物を特定国に大きく依存。電動車の普及等に伴い、永久磁石の世界需要の増加が見込まれ、生産能力確保が課題。特定国の輸出管理強化で供給が不安定となる中、リサイクルによって原材料の国内自給率を高めることによって、自律性・不可欠性を高めることが急務。

**〔目標〕 2030 年時点で、国内で供給される永久磁石の原材料の約 3 割をリサイクルによって賄う。**

### (ミクロアプローチ)

○マクロアプローチとあわせて、都市鉱山等からの資源回収、再資源化等の強化について、可能なものから取組に着手する。その際、時間軸を意識し、短期的対応・中長期的対応を整理する。例えば次のようなものが挙げられるが、詳細には(1)から(5)までの各施策の工程表のとおりである。

#### ①短期的対応

- ・工程端材や市中の使用済製品からの鉄スクラップや永久磁石の回収や高度リサイクルを行う動静脈企業による実証事業、設備導入支援
- ・e-scrap やアルミスクラップの導入拡大に必要な前処理等の技術実証や設備導入支援
- ・今国会での廃棄物処理法等の改正による不適正スクラップヤード対策等の導入

#### ②中長期的対応

- ・実証を踏まえた、鉄スクラップや永久磁石の高度リサイクルに必要な回収ネットワークの一層の拡大、設備導入支援
- ・E-waste (電気電子機器廃棄物) 等について同志国連携を強化し、解体・選別後の e-scrap 等を日本循環させる流れを構築・不適正スクラップヤード対策や輸出確認の厳格運用

#### (1) 再資源化拠点等の構築・ネットワーク形成

再生資源供給サプライチェーンの強靱化に当たっては、使用済製品等の収集、分別、保管、素材ごとの選別、前処理、高品質化といった製造業の原料製造プロセスを担う、静脈側(資源循環産業)への投資が重要である。一方で、

- ・我が国の資源循環産業は、地域ごとに小規模分散化しており、高度リサイクルへの投資も進んでいない。そのため、再生材の供給において、製造業と長期・大口契約を結べるような、競争力のあるリサイクラーが少なく、製造業が使いこなせる、質・量・コストを満たした再生材を製造できる事業者が育っていない

い。

- ・高度リサイクルを可能とする設備投資について、計画段階では製造業からの調達が確約されるケースは少なく、投資回収までのリードタイムも長いため、民間金融機関の融資が受けにくい状況にある。
  - ・再生材の原料となる循環資源について、経済合理性により、リサイクルよりも海外へ流出、焼却・埋立されるケースも存在する、
- といった課題に対応するため、以下の取組を行う。

再生資源供給サプライチェーンの強靱化、重要鉱物、金属資源等の再生材確保に向け、民間の投資を国として大胆に後押しすることを含め、以下の経済的支援スキームによる支援等により、2030年までに官民で約1兆円の投資を目指す。

### ●投資促進のための多角的な経済的支援スキームの構築（予算面、金融面等）（制度的措置を含む）（環境省・経済産業省）

①国内における再資源化の推進、②循環資源の回収量の拡大、③高度なりサイクルの事業性確保、④再生材の需要の創出に向けた取組を同時並行的に行うため、再資源化等拠点構築・ネットワーク形成等に対する投資促進のための多角的な経済的支援スキーム（予算面、金融面等）の構築について制度的措置を含め講ずる。

初期投資への支援と、脱炭素化支援機構（JICN）などの官民ファンドの活用、中小企業支援も含めた、効果的な融資やリスクマネー供給などを実施・検討する。

経済的支援スキームは、次のような取組を支援できるものとする。

- ・前処理設備・保管設備（需給変動に対応した保管・ストック機能を含む）・港湾インフラ・製錬設備を含めた再資源化拠点等の構築・ネットワークの維持・強化
- ・都市鉱山からのレアメタル、レアアース等の製錬・分離精製、解体選別技術などの技術開発、環境配慮設計（解体・素材分離の効率性向上）に関する技術開発
- ・製錬施設での e-scrap 等の処理量増加を可能とする前処理等の技術開発とインフラの整備
- ・リチウムイオン電池の再資源化のための無害化・解体施設の整備
- ・高品質再生プラスチック製造のための高度選別施設の整備
- ・動脈と連携できる資源循環産業の振興（事業規模拡大、高度なりサイクルの事業性確保のための資金調達など）
- ・太陽光パネルリサイクル推進法案とあわせて取り組むリサイクル体制の整

備

●**グリーン鉄生産に向けたメタルリサイクル（環境省・経済産業省）**

鉄鋼は幅広い製品の基礎素材。我が国の鉄鋼メーカーは高品質な素材を提供しており、我が国の産業の国際競争力強化に貢献している。

他方で、低炭素な鋼材を求めるように需要家の嗜好が変わる動きが見られる。欧州や中国等の鉄鋼メーカーは政府の支援も受けつつ、低炭素化に向けスクラップの確保等を推進している。

こうした状況に鑑み、我が国においても官民で連携し、段階的に高品位かつ低炭素な鋼材の供給能力を高めておくことが重要。そのため、主原料である高品位鉄スクラップを安定的に確保することが必要であり、高品位スクラップ生産基盤の増強に向けた取組を推進する。

①高品質な再生材供給に向けた動静脈連携の実証

②AI等を用いたスクラップ利活用促進技術開発・設備投資（高度選別等）

●**低炭素アルミニウム生産に向けたメタルリサイクル（環境省・経済産業省）**

アルミニウムは幅広い製品の基礎素材。我が国のアルミニウムメーカーは高品質な素材を提供しており、我が国の産業の国際競争力強化に貢献している。

他方で、低炭素な部素材を求めるように需要家の嗜好が変わる動きが見られる。欧州や中国等のメーカーは政府の支援も受けつつ、低炭素化に向けスクラップの確保等を推進している。

こうした状況に鑑み、我が国においても官民で連携し、高品位かつ低炭素なアルミニウムの供給能力を高めておくことが重要。そのため、スクラップの安定的確保、効率的な利用促進に向けた技術開発・設備投資等に取り組み、メタルリサイクルを推進する。

①AI等を用いたスクラップ利活用促進技術開発・設備投資（高度選別等）

②製造技術高度化に向けた技術開発・設備投資支援（使いこなし技術の高度化）

●**国産電解銅の再生原料比率の向上に向けた e-scrap 等の処理量増加（環境省・経済産業省）**

銅は、高い導電性・熱伝導性を持ち、安価で加工性が良いことから、電線、自動車のワイヤーハーネス等の幅広い製品に利用。電気自動車やAI関連分野、データセンターの普及拡大により将来的な需要の増加が見込まれており、DXやGXを支える基盤素材として重要性が高まっている。

他方、原料となる銅精鉱を100%海外から輸入している我が国においては、

輸入依存度の低減や製錬事業の基盤強化に向けて、鉱山権益の確保に加え、都市鉱山からの回収量拡大や同志国を中心とした海外からの e-scrap 等の調達多角化を通じて、e-scrap や銅スクラップ等の安定的確保や利用の拡大を図ることが重要であり、次の取組を推進する。

①e-scrap や銅スクラップ等の処理量を増やすための技術開発・設備投資

②国内からの回収に加え、同志国を中心とした海外からの e-scrap 等の調達多角化

### ●永久磁石の安定供給確保に資する資源循環（経済産業省・環境省）

永久磁石はレアアースを用いた代表的な製品であり、電動車やエアコンのモーターなど様々な製品に活用。足下、特定国以外で高性能磁石の供給能力を有するのは事実上我が国のみ。

今後、世界需要は増加することが見込まれる中、日本磁石メーカーの自律性・不可欠性確保を図るためには、原材料（レアアース）の安定調達確保などが課題。

この状況に鑑み、原材料の調達先の多角化に加え、廃棄された磁石のリサイクルに係る技術開発・スキーム確立を進め、原材料の安定調達確保を図る。

①未利用資源等からのレアアース分精製技術開発

未利用資源等からの高効率レアアース分離技術開発を行い、レアメタルのサプライチェーン強靱化を目指す。

②国内磁石リサイクルのスキーム確立

回収・分離・再資源化・再利用までを一体化した国内リサイクルループの構築を進めるとともに、関連事業者の連携や技術・体制整備を通じて、持続的に循環が機能する事業基盤の確立を図る。

③同志国との国際的な磁石リサイクルネットワーク構築

同志国との使用済製品からの磁石/レアアースの回収及び国内循環に係る協業に向けた体制整備・スキーム確立等を実施する。

### ●リチウムイオン蓄電池に係る重要鉱物の国内循環システムの構築（経済産業省）

電化社会・デジタル社会の実現に不可欠であるリチウムイオン蓄電池は、リチウム・コバルト・ニッケル・黒鉛・マンガン等の重要鉱物を原材料としている。日本はリチウムイオン蓄電池の製造工程において、重要鉱物の調達を特定の国に過度に依存しており、国内で発生するブラックマスも二次資源として有効活用する必要がある。さらに、欧州バッテリー規則では、2031年より再生材の使用が義務付けられるため、工程端材・不良品のリサイクルシステムの立ち

上げや商用規模の精錬設備の整備に取り組み、再生材を使用した電池製造・販売を目指す必要がある。中国等ではリサイクル促進のための政府支援が積極的に行われており、二次資源（再生材）の確保に向けた取組の促進も必要。

#### ○再生材利活用の促進

電池メーカーにおける再生材の活用を進めるために動静脈間の連携を促進する。

### ●港湾を核とした物流システムの構築による広域的な資源循環の促進（国土交通省）

循環資源の流動・種類の増大、小口の循環資源の輸送ニーズへの対応、周辺環境や他の貨物への影響を防止するための対策など、循環資源の輸送への対応が必要である。

このため、循環資源に関する物流ネットワークの拠点の形成や、高度なりサイクル技術を有する産業の集積に取り組む港湾を「循環経済拠点港湾（サーキュラーエコノミーポート）」として選定・整備し、港湾を核とする物流システムの構築による広域的な資源循環を促進する。

## （2）動静脈連携（製造業と資源循環産業）による産業競争力強化

### ●再資源化事業等高度化法の認定事業による製造業と資源循環業の連携強化（環境省）

#### ①認定事業の創出

2025年11月に全面施行された再資源化事業等高度化法（令和6年法律第41号）に基づく3種類の大規模認定制度は、周辺生活環境保全を前提に、廃棄物処理法に基づく許可手続等を不要とする特例制度を有している。

他の資源循環施策も通じて、製造業と資源循環業とが連携して実施する高度な再資源化事業等の創出を本認定制度で進めるもの。

#### ②認定制度活用の後押し

廃棄物処理事業者等への全国説明会の実施、意見交換等を重ねることで、本認定制度の周知・機運醸成を図るとともに、高度な再資源化事業を検討する事業者への技術的・財政的な後押し施策を通じ、3年で100件以上の事業認定を目指す。また、資源循環自治体フォーラム等の本計画に記載の様々な取組の結果、動静脈連携を進めようとする再資源化事業者を認定することで、その実現を図る。

### ●再生プラスチック等の需要拡大に向けた支援・ルール整備（環境省・経済産業

省)

### ①容器包装を由来とした高品質な再生プラスチック供給に向けた動静脈連携取組等の促進

再生プラスチック分野は、各国の施策強化を受け、国際的な競争が激化する一方、国内では、技術課題や経済合理性等の課題に直面している。マテリアルリサイクルにおける高品質製品製造やケミカルリサイクルにおける食品用途も見据えた石油由来プラスチックと同等品質の製品製造に向けた技術開発や投資支援等が必要である。また、ユーザーである製造業では石油由来プラスチックに比べ現状高価な再生プラスチックの積極的使用に向け支援も必要となる。そのため、早急に需要と供給の両面で、プラスチック製容器包装等を由来として供給される再生プラスチックの資源循環の仕組みを確立すべく、以下について、集中的な支援・実証を行うとともに、関連法令との整合性を取りながら、必要な制度的措置を検討する。

- ・ 製造業と資源循環産業の連携を通じた易リサイクル性の製品設計の可視化
- ・ ケミカルリサイクルにおける忌避物質について動脈側又は静脈側での対応等
- ・ リサイクルしやすい使用済みプラの回収量の拡大や再生プラの国内循環利用
- ・ 容器包装リサイクル制度において国内基幹産業へ再生プラを供給するリサイクル事業者の優遇
- ・ 需要と供給のギャップ対策（費用的側面や時間的側面への対応）
- ・ 資源循環政策の更なる周知拡大 等

### ②改正資源有効利用促進法に基づく再生材の需要創出及び環境配慮設計の促進

製造事業者等に再生プラスチックの利用計画策定・定期報告を求める改正資源有効利用促進法が令和8年4月より施行され、再生プラスチックの利用が増加するよう国としてモニタリングを行う。また、業界の実情を踏まえつつ、対象となる事業者の範囲の拡大や、他の再生資源の対象追加を検討する。さらに、取組が進んでいる製品については、令和10年度までに段階的に一定の再生プラスチック利用率の義務化を行うことを検討する。加えて、製品の設計段階から資源循環に配慮した設計を促すため、改正法に基づき、資源循環の高度化や再生材の品質向上への寄与といった観点も踏まえつつ、ライフサイクル全体での環境負荷低減に配慮した特に優れた環境配慮設計の認定を進める。

## ●自動車等向け再生プラスチック市場構築推進事業（環境省・経済産業省）

「自動車向け再生プラスチック市場構築のための産官学コンソーシアム」（2024年11月設立）で取りまとめた「産業競争力のある再プラ市場構築に向

けたロードマップ」(2026年3月)等を踏まえ、以下を実施する。

#### ①再生プラスチック集約拠点構築推進事業

自動車等ものづくり産業向けに安定した量と質の再生プラスチック供給する再プラ集約拠点の構築のため、ビジネスモデルの検討、集約拠点に必要な技術の体系化・実証、および設備導入支援を行う。

#### ②再生プラスチック利用促進事業

自動車等ものづくり産業における再生プラスチック利用促進のため、需要喚起策と認証スキームのあり方を検討し、実運用を見据えた実証を行う。

また、再生プラスチックの環境価値訴求に向け、環境価値の算定手法の調査・検討を行い、需要喚起策や認証スキームとの接続を含め、実運用を見据えた実証を行う。

### ●製造業・資源循環産業におけるデータ共有促進に向けたサーキュラーエコノミー情報流通プラットフォームの構築(経済産業省)

製造業・資源循環産業の発展には、製品や再生材に係る各国の法規制への対応や、再生材の質・量の向上に加え、データに基づく新たなサーキュラーエコノミー関連ビジネスの創出・拡大が重要。これらを実現するためには、事業者間での効率的かつ高度な情報連携が不可欠。そのため、海外プラットフォームとの相互接続等も見据え、ウラノス・エコシステムの取組の下、サーキュラーエコノミー情報流通プラットフォームを構築する取組として、以下の取組を進める。

#### ①CMP(Cheical and Circular Management Platform)の実装

主に製造業において、法規制(ストックホルム条約、REACH規則等)への効率的な対応を促すとともに、製品含有化学物質情報をサプライチェーン間で連携できるプラットフォームの実装を進める。

#### ②RMP(Recycle Management Platform)の構築・実装

再生材の質・量の向上や、化学物質の規制への適合等のために、製造業と資源循環産業の間で情報連携できるプラットフォームの構築を行う。

#### ③特定製品や素材、サービス等を対象としたユースケース創出

欧州等をはじめとする各国の資源循環に関する規制も見据えつつ、特定製品や素材(テキスタイル等)、サービス等において情報連携ができるプラットフォームの構築を進める。

### ●プラスチックに着目したサーキュラーエコノミーシステム構築に係る研究開発実証(環境省・経済産業省)(内閣府SIP事業)

プラスチックにおけるサーキュラーエコノミーシステムの構築に向けて、基礎研究から社会実装まで一貫通貫の研究開発を推進する。

動静脈企業が連携し、素材、製品、回収、分別、リサイクルの各プレイヤーが循環に配慮した取組を通じてプラスチックの CE バリューチェーンの構築を目指す。

・サブ課題 A データ基盤システム・ルール形成

再生材に関する情報流通プラットフォーム（PLA-NETJ）の動静脈企業の実証試験等による構築、再生材データバンクの構築と再生材グレーディングの確立

・サブ課題 B 再生材原料供給システム

高品質な再生材を安定供給するためコミュニティ／店舗／自治体／産業系回収を統合した多層の実証による日本型の回収モデルの構築

・サブ課題 C 再生材活用技術開発

欧州規制等に対応した再生材使用比率の高い自動車部品・家電製品の開発、再生 PP のばらつき低減と低コスト分析の開発等

●産官学連携によるサーキュラーエコノミーの加速化（経済産業省・環境省）

サーキュラーエコノミーの推進に当たっては、製品の設計・製造から回収・再生・再利用に至るまでの動静脈連携の強化が不可欠である。CPs は、この連携を前進させるため、産官学の連携により、担い手のネットワーキング、具体的なプロジェクト組成とその社会実装・市場拡大を一体的に推進する枠組みである。

再生材利用の拡大に向けて、環境配慮設計の高度化や、製品設計、回収・選別、再生プロセスに至る最適化、地域循環モデルの構築を進めるとともに、取組の効果の可視化・評価ツールの高度化を進める。企業内人材の育成や普及啓発を通じて、消費者の理解・受容性向上を図るとともに、これらの取組を地方や中小企業へ展開し、国内の基盤強化を図る。

情報流通プラットフォーム構築により、データに基づく資源循環の高度化と新たなビジネス創出を支える基盤整備を行う。

国際連携プロジェクトの組成や国際標準化の検討を進め、国内外における循環構築を推進する。

加えて、CPs の持続的な運営のあり方についても検討を進める。

●廃棄物・資源循環分野における DX/フィジカル AI の活用（環境省）

廃棄物・資源循環分野は、資源循環の社会的要請が高まるなか、製品の多様化や分別品目増加による負担増、感染症リスク、衝撃により発火の恐れがある

製品対応など、作業員の安全性確保と人手不足対策は喫緊の課題。国内資源循環の基盤として作業員の負担軽減につなげるため、AI ロボットの活用を推進する必要。なお、AI ロボティクス戦略(令和8年3月)に、需要創出と導入環境整備を行う領域の1つとして同分野が位置づけられている。

#### ①廃棄物・資源循環分野のDX/AI技術の活用促進

フィジカル AI 技術の導入に向けて、課題や標準要件を整理しつつ、自治体や民間企業が既存設備に本技術を組み込む方策を検討する。また、技術開発や実証事業を行うにあたって、ロボットの認識精度や処理速度、メンテナンス性等、社会実装に必要な技術要件を明確化する。

#### ②廃棄物・資源循環分野のフィジカル AI 技術の開発

VLM（視覚言語モデル）搭載ロボットによる選別技術の開発・実証を進めつつ、少量多品種の廃棄物に対応可能な VLA による自律制御の確立に向けて、AI×資源循環DXによる廃棄物処理技術の開発支援やフィジカルAIを活用した自動選別技術の開発及び実証事業等を行う。

### ●資源循環分野における担い手・人材確保（環境省）

#### ①資源循環分野における高度人材育成・確保

資源循環分野の産業競争力強化及び、製造側が必要とする質と量の再生材の確実な供給に向けて、高度な再資源化事業を担う高度人材の育成・確保を目指す。再資源化バリューチェーン関連ハンドブック、実務者用ツールの作成・配付や技能研修支援等を実施する。さらに、こうした取組を業界団体と連携して行うことにより、中小企業を含む業界全体の底上げを行い、再資源化事業等の高度化を進める。

#### ②資源循環産業の担い手確保

資源循環産業はインフラ産業の一つとして成長しており、国内経済を支える重要な産業の一つであるものの、他業種と同等以上に人手不足や就労者の高年齢化が進んでいる。再生材の利用を求める動きが拡大するなか、今後も国内人材だけでは人手不足等の状況は慢性的に続くと考えられる。その対応として特定技能制度・育成就労制度で適正に受け入れた外国人材を活用し、特定技能制度により即戦力となる担い手を確保するとともに、育成就労制度により将来的な担い手となる人材を育成し、担い手不足の解消を目指す。

### (3) 循環資源の海外流出の抑制

#### ●不適正スクラップヤードへの規制強化に向けた制度構築（環境省）

#### ①スクラップヤード事業の許可制度導入・開始に向けた調査・分析

- ・再生資源物の保管等に関する条例の運用状況や指導効果、改善事例等を検証し、制度開始に向けた課題を整理する。
- ・スクラップヤード事業者に関する実態を調査し、制度導入後の影響や、自治体・事業者が円滑に制度を運用するための方策を検証する。

#### ②スクラップヤード事業者が遵守すべき基準の策定

- ・収集した立法事実や自治体・事業者団体からのヒアリング等を踏まえ、有識者会議にて、スクラップヤード事業者が遵守すべき基準を定める。
- ・基準策定に際しては、円滑な制度運用に資する事業者向けのガイドラインを策定し、全国規模の説明会にて自治体及び事業者が制度開始時に遵守すべき基準に対応できる体制を整備する。

#### ③制度開始後のフォローアップ

- ・自治体・事業者団体が制度開始に向けた準備を円滑に行えるよう、先進的な取組を横展開し、関係者間の連携強化につなげる。
- ・全国規模の普及啓発事業を展開し、スクラップヤードにおける環境保全措置のみならず、資源循環に対する意識の醸成を図る。

#### ④特定使用済物品への輸出確認対象の拡大

- ・環境大臣の輸出確認の対象を特定の使用済物品に拡大することで、国内の適正な再生能力の維持等を図り、国内の資源循環に貢献する。
- ・水際での関係機関の更なる連携強化を実現し、本制度の実効性を確保する。

### ●金属スクラップ等の国内資源循環促進のための海外流出抑制策、水際対策、バーゼル運用強化（環境省・経済産業省・財務省）

バーゼル法において規制対象物である金属資源を含む雑品スクラップ等の一部が手続を経ないまま輸出されようとした不法事案が、税関の開披検査によって発覚している。このような中、金属資源の不法な国外流出防止を一層強化し、国内資源循環を促進するため、関係機関と連携した対策を講じる。

#### ①再生資源の不適正な輸出の傾向分析

過去のバーゼル法に係る不法事案について事案の検証や関係者ヒアリングを行い、不適正な輸出の傾向を分析する。

#### ②バーゼル法の適用の明確化

金属資源を含むスクラップを中心に、バーゼル法における対象物の範囲と該否判断基準を明確化する。

#### ③不適正な輸出に対する水際対策の強化

- ・得られた傾向分析結果や新たな該否判断基準を環境省、経済産業省、財務省等の関係機関で共有し、厳格な水際対策の実施のための連携体制を構築する。

- ・環境省の地方環境事務所が地方環境局に格上げされることを契機に、地方環境局の水際対策の体制強化を目指す。

#### ④循環資源の海外流出抑制策の更なる検討

諸外国が講じている循環資源の海外流出抑制策も参照しながら、関係省庁で更なる措置の検討を行う。(REsourceEU 行動計画等)

### (4) 一般消費者等の再生材の受容性向上と需要拡大に向けた環境整備

#### ●再生プラスチック等の需要拡大に向けた支援・ルール整備【再掲】(環境省・経済産業省)

#### ●政府調達における循環性基準の導入によるマーケットの創出支援(環境省)

環境負荷の低減に資する物品等の国等の公的部門による調達等の推進を通じて、環境物品等への需要の転換を促進するため、2000年(平成12年)に国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(平成12年法律第100号。以下「グリーン購入法」という。)が制定。2030年度までにグリーン購入法基本方針に位置づけられる全ての特定調達品目に原則として再生プラスチック利用率等の循環性基準を導入。(2024年度から取組を開始。)また、改正資源有効利用促進法における認定製品等の取扱いについて令和8年度に検討を行う。

調達者の選択容易性の観点から、エコマーク等の第三者機関による環境ラベルを活用。

グリーン購入法で循環性の高い製品やサービスを適切に評価し、エコマーク等の第三者機関による環境ラベルの更なる普及啓発を図ることにより、地方公共団体や民間部門を含めた需要拡大につなげる。

#### ●産官学連携によるサーキュラーエコノミーの加速化【再掲】(経済産業省・環境省)

#### ●CE コマース事業の推進(経済産業省)

近年広がりつつあるシェアリングやリユース、リペア等のCE コマースは、その事業を通して、物品の稼働率の向上、利用期間の延長、物品寿命の延伸により、国内資源の有効活用につながるとともに、消費者との接点を活用し、製品廃棄段階における効率的な回収にも寄与し、国内資源循環への貢献も大いに期待できる。

そのため、CE コマースの国内需要を創出しつつ、消費者が安心して活用でき

る環境を整備するため、改正資源有効利用促進法において、シェアリング等の賃貸事業者やリペア等の修理加工事業者を新たに位置付け、事業者が満たすべき基準を設けた。

CE コマースの市場拡大においては、使用済み製品の回収とその後の再利用の高度化に向けたメーカーとの連携も重要。まずはアパレル分野でのリユース実証を通じて回収・再利用のモデル構築とデータ活用による価値向上を図りつつ、今後は家電等の分野への展開を図る。

利用者の安全・安心に関する懸念の払拭及び行動変容につながる広報・啓発、優良事業者の可視化、公的機関による CE コマースサービスの利用促進等を通じて、需要創出を進める。

## (5) 社会的課題への対応

### ●太陽光パネルのリサイクルの推進（環境省・経済産業省）

2030 年代後半以降に大量廃棄が見込まれる使用済太陽光パネルについて、社会全体のコストの抑制を図りつつ、リサイクルに向けた処理体制を構築する観点から、新たな法制度により、多量の事業用太陽電池の廃棄をしようとする者（太陽光発電事業者等）に国が定める判断基準に基づくリサイクルの実施に向けた取組を義務付けるとともに、費用効率的なリサイクル事業の計画を国が認定する制度を創設し、都道府県ごとの廃棄物処理法の許可を不要とする等の措置を講ずる。

これらの措置に加え、技術開発・設備導入等の予算措置や既存制度により、リサイクル費用の低減・体制整備を図り、規制を段階的に強化した上で、太陽光パネルの廃棄に関係する幅広い者へのリサイクルを義務化するために必要な環境整備を図る。

### ●「リチウムイオン電池総合対策パッケージ」に基づく、分別回収の徹底や再資源化の促進（環境省）

リチウムイオン電池は、火災の発生を防止するとともに、特定国に依存している重要鉱物資源が含まれ経済安全保障・産業競争力強化の観点から回収・再資源化の促進も重要。

政府として、製造から処理・再利用までの対策について取りまとめた「リチウムイオン電池総合対策パッケージ」のうち、リチウムイオン電池の資源循環に関する取組については以下の通り。

#### ①資源有効利用促進法に基づく製造事業者等が実施すべき指定再資源化製品の自主回収・再資源化の促進

製造事業者等によるリチウムイオン電池の自主回収・再資源化の取組。

#### ②廃棄物処理施設への高度選別機・検知設備の導入支援

廃棄物の再資源化を担う施設の火災を防止し、再生材（主にプラスチック）の質・量の安定供給を確保するため、民間企業が有する廃棄物処理施設等における高度選別機や発火検知設備の導入支援。

#### ③再資源化に係る技術開発及び設備導入支援

破砕・選別・無害化処理等の再資源化に係る技術開発や設備導入支援。

#### ④地方公共団体における利便性の高い分別回収体制の実証等を通じた構築支援

市民にとって利便性の高いリチウムイオン電池の分別回収体制の構築支援。

## 2. 日本をハブとする国際資源循環ネットワークの構築

### ●重要鉱物等リサイクルに関する同志国連携（環境省、経済産業省、外務省、財務省）

e-scrap 等を同志国間・同志国内において適切に循環させることで、環境上適正かつ有効に回収・リサイクルし、得られた重要鉱物等二次資源を我が国と同志国で確保する。

具体的には、「ASEAN 主要国における E-waste/バッテリーの回収や適正解体、リサイクル等に関する法令整備、民間連携等の支援」、「バーゼル条約に基づく PIC 手続等効率化」等の施策や、米国、クアッド（日米豪印）、ASEAN、EU 等の同志国・地域との外交枠組み・イニシアティブも活用し、同志国との連携を深め、我が国と同志国による国際的な資源循環ネットワークを構築する。

また、アジア・ゼロエミッション共同体（AZEC）の枠組みにおいて、資源循環の取組を進める方向でパートナー国と調整する。

### ●ASEAN 主要国における E-waste/バッテリーの回収や適正解体、リサイクル等に関する法令整備、民間連携等の支援（環境省）

2023 年の日 ASEAN 環境気候変動閣僚級対話において合意し、2025 年の同対話にて対象範囲が拡大された「E-waste、使用済自動車（ELV）及び重要鉱物に関する日 ASEAN 資源循環パートナーシップ（ARCPEEC）」に基づき、ASEAN において、重要鉱物等の金属資源を含む廃電子基板や廃蓄電池等（E-waste 等）を回収・処理し、国内の環境上・技術上優位性のある製錬施設等でリサイクルし、バリューチェーンで再利用する国際金属資源循環ネットワークを構築すべく、ASEAN 主要国において、制度構築・能力開発及び日本企業との協働促進等を行う。

E-waste については、リサイクル体制の整備に向けた協力を着実に実施すべく、調査計画に合意した主要5カ国（インドネシア、タイ、フィリピン、マレーシア、ベトナム）について、各種法制度整備や執行体制の強化等の支援、パイロットプロジェクトの実施等を通じた民間企業の連携促進等を進め、官民連携体制を構築し、資源循環ネットワークの確立を図る。

廃自動車・EVバッテリーについては、経済安全保障上重要な金属資源の回収・リサイクルに向け、ASEAN 主要国で実態調査等を実施し、関係国等との協力体制を構築する。その後、国際資源循環ネットワークの構築に向け、取組を進める。

### ●バーゼル条約に基づく輸出手続等円滑化事業（環境省・経済産業省）

#### ①事前通告・同意回答手続（PIC手続）の効率化及び電子化

特定有害廃棄物等の輸出入に係るバーゼル条約において、輸出入の国の間で義務となっている事前通告・同意回答手続（PIC手続）はその煩雑さから、1件あたり数か月程度時間を要する。

加えて、2025年1月から発行されたE-waste改正の影響でバーゼル条約において手続が必要な対象が拡大したことにより、手続数が増加しており、今後更なる負担増加が見込まれる。

こうした背景から、PIC手続の電子化を実現し、1件当たりの所要時間を1か月程度まで短縮することを目指す。

#### ②同志国間における輸出手続の合理化

同志国内での二次資源の安定供給を確保し資源循環を促進するため、既存の同志国間連携の枠組みを活用し、同志国間での輸出手続のさらなる合理化を図る新たなルール形成に取り組む。

具体的には、同志国間で一定の条件を満たす環境上適正な再資源化を目的とした輸出入が確認できた場合、関連手続を簡素化させ、国際的な再資源化を更に促進させることを目指す。

### 3. 地域循環資源の徹底活用による地域活性化

#### ●地域の資源循環ビジネスの創出等のための伴走支援（環境省）

##### ①自治体CE診断・ビジョン作成

循環経済への移行に向けた資源循環の取組を進めるにあたり、どう取り組むべきかわからない自治体に対し、アンケートやデータ分析を基に地域課題を整理し、マイスターからアドバイス、先進事例の知見を共有する。また、集合研修で地域の枠を超えた自治体職員との交流の場と事業計画づくりのスキーム

を提供する等、資源循環の取組のビジョンを作成するための伴走支援を実施する。

2026年度には1年目に加え、2年目の支援コースを追加し、ビジョンの精緻化、パートナーの開拓、実証事業計画の作成までの伴走支援を実施する。

#### ②循環型ビジネスモデル実証事業

地域特有の課題に対し、資源循環の取組で解決するため循環型ビジネスモデルの構築に向けた費用支援及びマイスターによるアドバイス、知見の共有等の伴走支援を実施する。

2026年度には1年目に加え、2年目の支援コースを追加し、ビジネスへの実装に向け、マーケティングの視点を入れた伴走支援を実施する。

(2025年度実績)

CE診断・ビジョン作成43件、モデル実証事業15件

### ●再資源化が困難な地域資源の再資源化を推進するための技術実証・設備導入支援等（環境省）

#### ①地域資源の活用に向けた調査・モデル実証事業

複合素材や焼却灰、建設廃棄物、バイオマスなどの再資源化困難物について、地域特性に応じた資源循環ルートの構築を目指し、実施可能性調査やモデル実証を支援する。重点分野として、廃家具等の複合系、建設廃棄物等の土石系、カーオイル等の化石系、SAF原料等のバイオマス系を想定し、技術導入や再資源化に係る技術面での実施可能性や事業性の調査分析、試行的な販売実証等を支援し、地域連携を促進する。

#### ②地域資源の活用に向けた再資源化のための技術実証・設備導入支援

焼却・埋立てされている再資源化困難物について、製造業や小売業とリサイクル事業者等の連携により再資源化を図り、再生材を地域内に一定量供給する重点分野の取組に対し、技術実証や選別・再資源化設備等の導入を支援する。源化設備等の導入を支援する。

### ●廃棄物や未利用資源などの国内資源を活用した地域脱炭素の推進（環境省）

#### 脱炭素先行地域等の実現と横展開

地方創生に資する脱炭素化の先行的な取組を2030年度までに実現する脱炭素先行地域や、地域共生・地域裨益型再エネ、蓄電池等の導入を地方公共団体が支援する重点対策加速化事業の実現を通じ、間伐材や畜産廃棄物等を活用したバイオマス発電などを進め、国内資源を活用し地域経済の活性化に貢献する。

また、脱炭素先行地域等で得られたノウハウの周知・発信等を行うことで、

地域主導の脱炭素の取組の横展開を進めていくとともに、地域資源の更なる活用に向けた検討を進める。

### ●循環型社会形成推進交付金（環境省）

市町村等が行うマテリアルリサイクル推進施設や有機性廃棄物リサイクル推進施設の新設及び改良事業を支援することで、地域における資源循環を強化し、循環型社会の形成を図る。

#### ①マテリアルリサイクル推進施設

廃棄物を材料・原料利用するために、選別・圧縮等の資源化を行うこと（資源リサイクル）を目的とした施設。

#### ②有機性廃棄物リサイクル推進施設

生ごみ等の有機性廃棄物（バイオマス廃棄物）を、し尿及び浄化槽汚泥等と併せて処理する施設や、堆肥化、飼料化等の資源リサイクルを図る施設。

### ●地域未来交付金等による地方公共団体の取組支援（内閣府）

地域循環資源の徹底活用による地域活性化に向けた地方公共団体が行う意欲的な取組について、地方創生の観点から資金・人材・情報等の面で支援。

#### ①地域未来交付金

地方の大きな伸び代と地域特性を最大限に活かし、地場産業の付加価値向上等を通じて、地方の暮らしの安定を実現し、「強い経済」を構築するため、地方公共団体の自主性と創意工夫に基づく地域独自の取組を、計画から実施まで後押しする。

#### ②企業版ふるさと納税

地方公共団体が行う地方創生の取組に対する企業の寄附について法人関係税を税額控除。令和2年度より新たに人材派遣型を創設。

#### ③地方創生人材支援制度

国家公務員、民間企業社員等の人材を地方公共団体に派遣。令和8年度よりグリーン専門人材分野で循環経済に係る支援分野を拡充。

#### ※その他関連施策

- ・ 地方創生支援事業費補助金
- ・ 地域環境資源を最大限活用した付加価値創出等推進事業

### ●ローカル10,000プロジェクト（地域経済循環創造事業交付金）（総務省）

産官学金の連携により、地域の資源と資金を活用した地域密着型の新規事業の立ち上げを支援し、地域の経済循環を創出。

#### <対象事業>

- ①地域密着型（地域資源の活用）、②地域課題への対応、③地域金融機関による融資等、④新規性（新規事業）、⑤モデル性の要件について該当すると認められた事業

#### <対象経費>

民間事業者等の初期投資費用（施設整備・改修費、機械装置費、備品費等）

#### <交付率・助成上限額>

○交付率（国から自治体への交付）

- ・原則、公費助成の 1/2
- ・条件不利地域かつ財政力の弱い市町村 2/3、3/4
- ・重点支援分野（地域脱炭素、若者・女性活躍） 3/4

○助成上限額（自治体から民間事業者への助成）

- ・原則、3,000 万円。
- ・融資額に応じて最大 5,500 万円までのかさ上げ措置あり。

### ●適正なリユース市場の規模拡大に向けた施策パッケージ（環境省）

令和 8 年 3 月に策定したリユースロードマップに基づき、2040 年までに「適正なリユース市場の創出」、「リユースの裾野の拡大」、「リユースを「当たり前」に」という将来像を目指し、様々な主体と連携しながら、以下の施策を実行する。

#### ①リユース業の信頼性向上

- ・安全・安心なリユース市場を創出するため、優良事業者ガイドラインを策定
- ・優良事業者を評価・後押しする仕組みづくり

#### ②リユースに触れる機会の拡充

- ・リユース接触機会の拡充に向けたモデル創出
- ・リユース促進に関する各種キャンペーン、リユースのメリット等の発信・教育促進
- ・自治体でのリユース推進を目的に、リユース先進自治体の拡大

#### ③リユース需要の喚起

- ・リユース品の公共調達等の推進を目的に、自治体への実態・ニーズ調査や、グリーン購入法への反映等

#### ④リユース促進に向けた基盤づくり

- ・リユース等による環境面や社会面、経済面に関する様々な効果の『見える化』
- ・国内外のリユースに係る重点調査

●**地域の未利用資源等を活用した農林漁業循環経済地域づくりに向けた支援（農林水産省）**

①農林漁業循環経済先導地域づくりの推進

農林漁業循環経済先導地域づくりを推進する、市町村等に対し、農林漁業者などを含めた関係者による計画策定・体制整備、地域人材の育成等を推進する。

②農林漁業循環経済先導地域づくりに向けた施設整備等

農林漁業循環経済先導計画に基づき行う、地域内循環利用施設（例：バイオマス発電施設、マテリアル製造施設、肥料製造施設、水産業共同利用施設、エネルギーマネジメントシステム（VEMS）等）の整備等の取組を推進する。

●**中高層等の木造建築の推進や木質系新素材の技術開発を通じた森林資源の循環利用の確立（農林水産省）**

①中高層建築物等への木材利用の拡大

木材利用による温室効果ガスの排出削減の効果の見える化に係る制度も活用しつつ、中高層建築物等の木造化・木質化による木材利用の拡大のため、製材・CLT等に係る技術開発・普及、木造建築物の設計者・施工者の育成を推進する。

②木質系新素材の技術開発・実装

建材等に利用できない木材を余すことなく付加価値の高い用途に活用するため、化石資源由来プラスチックの代替として活用が期待される改質リグニンの社会実装に向け、大規模製造技術実証への支援など、木質系新素材の技術開発・実装を推進する。

●**長く使える住宅ストックの形成・空き家の管理や活用の推進（国土交通省）**

①長期優良住宅の普及・促進

・長期にわたり良好な状態で使用するための措置が講じられた優良な住宅である長期優良住宅<sup>※</sup>の普及を促進する。

<参考>2025年3月時点で累計約174万戸

・長期優良住宅の新築への補助として「みらいエコ住宅2026事業」を、既存住宅の長寿命化改修への補助として「住宅・建築物省エネ等改修推進事業」を実施し、耐震性・省エネルギー性能・バリアフリー性能等を確保した住宅ストック形成を推進する。

※長期優良住宅認定制度について

長期優良住宅の建築及び維持保全の計画を作成し、所管行政庁に申請することで認定を受けることが可能。

## ②改正空家法に基づく取組等による空家の適切な管理・活用の推進

改正空家法（令和5年12月施行）に基づく

- ・管理不全空家等に係る制度の的確な執行
- ・空家等管理活用支援法人制度の活用促進等により、

空き家の早期活用や適切な管理を促進するなど総合的に空き家対策を推進する。

## ●建設リサイクルの高度化（国土交通省）

### ①建設発生土の有効利用促進

再生資源である建設発生土の官民一体となった相互有効利用のマッチングを強化し、現場内・工事間利用等の有効利用を推進する。

### ②建設廃棄物のリサイクル推進

建設廃棄物由来の再生資材の需給等の実態調査を踏まえ、需要拡大のための取組を推進していく。

また、需要を踏まえて、水平リサイクルの推進やCO<sub>2</sub>排出抑制等のリサイクルの質の向上を図っていく。

## ●インフラ長寿命化の推進（国土交通省）

### ①予防保全型メンテナンスへの早期転換

高度経済成長期以降に集中的に整備された道路、河川等のインフラの老朽化は加速度的に進行しており、老朽化対策は喫緊の課題である。

「予防保全型」のインフラメンテナンスへの早期転換を図り、損傷が軽微なうちに修繕すること等により、建設廃棄物の発生抑制を実現する。

### ②「地域インフラ群再生戦略マネジメント」の推進

効率的・効果的な維持管理に向け、個別施設のメンテナンスのみならず、既存の行政区域に拘らない広域的な視点で、複数・多分野のインフラを「群」として捉え、マネジメントを行う「地域インフラ群再生戦略マネジメント（群マネ）」を推進する。

## ●商用電動車を利用した再エネ地産地消モデルの推進（国土交通省）

EV、再生可能エネルギー、蓄電池（劣化バッテリーの再利用）を組み合わせ、地域内経済循環及びエネルギー自給率向上を図る地産地消モデルの実証事業を実施する。

その成果を含めた商用電動車の導入ガイドラインの策定や電動車の性能等

の評価検証・公表制度の創設に向けた調査検討を行うことで全国展開を図る。

## ●中大規模建築物における木材利用の促進（国土交通省）

2050年カーボンニュートラルや森林資源の循環利用の実現に向けて、近年の建築基準の合理化と併せて、優良な木造建築プロジェクトに対する支援、設計・施工等の担い手の育成等を総合的に進めることにより、中大規模建築物における木材利用を促進する。

### ①優良な木造建築プロジェクトへの支援

炭素貯蔵効果が期待できる中大規模木造建築物の普及に資するプロジェクトや先導的な設計・施工技術が導入されるプロジェクトに対して支援を行う。

### ②担い手の育成及び情報提供

中大規模木造建築物に取り組む設計者等の担い手育成や技術情報の提供、建築主等に向けた維持管理情報の提供等により、建築物への木材利用促進のための環境整備を行う。

## ●下水汚泥資源の有効利用の推進（国土交通省、農林水産省）

### ①下水汚泥資源の肥料利用の推進

リン等の肥料成分を含有する下水汚泥資源について、肥料として最大限の利用を行うため、下水汚泥資源の肥料利用の取組を安全性にも配慮しつつ推進する。具体的には、肥料化施設の整備支援、下水汚泥中の重金属の分析支援、公共施設における利用促進に向けた普及啓発や、原料供給者、肥料製造事業者、農業者等の利用者間のマッチング機会の創出等を実施する。

### ②下水汚泥資源のエネルギー利用の推進

下水汚泥由来の固形燃料や消化ガスなど、下水汚泥資源の化石燃料代替エネルギー源としての活用を推進する。

## ●食品ロス削減推進・食品リサイクル促進事業（消費者庁、農林水産省、環境省）

### ①食品ロス削減推進事業

食品ロス削減の推進に資する以下取組等を実施する。

- ・事業者等による商慣習の見直し、AI需要予測等の先進的な取組推進。食品寄附者が安心して寄附できる環境を醸成するためフードバンク認証制度を2026年度より開始する等、食品寄附の促進。事業者による取組を適正に評価・開示する仕組みの構築。
- ・自治体の取組を推進するための食品ロス削減推進計画策定の支援、地域内の食品ロス量や取組の見える化、優良事例の発信・横展開。

- ・消費者の行動変容を促す「てまえどり」や「mottECO」等の普及啓発。

## ②食品リサイクル促進事業

食品リサイクルの促進に資する以下取組等を実施する。

- ・登録再生利用事業者制度及び再生利用事業計画認定制度の認知拡大、活用促進のため優良事例の発信や事業者等との意見交換の実施。
- ・食品リサイクルの効率化、高付加価値化等先導的な取組を推進。

## ●持続可能な航空燃料（SAF）の製造・供給体制構築支援事業（経済産業省）

GX を通じたエネルギーの安定供給、経済成長、脱炭素の同時実現に資する SAF の製造プロジェクトについて、国際競争力のある価格で安定的に SAF を供給できる体制の構築に向け、国内で大規模な SAF 製造を行う事業者等に対して、設備投資等を支援する。

アジア圏における SAF の市場規模は約 22 兆円と見込まれており、航空需要が拡大するアジア圏へ国産 SAF を供給するとともに、SAF の製造設備・ノウハウ等を波及させていくことで、巨大な SAF 市場の獲得を目指す。

SAF の製造・供給に向けた取組により、他業種との連携を通じた新たなサプライチェーンが構築される等、国内産業への波及効果を生み出す。

## ●SAF の導入促進（国土交通省）

CO2 削減効果の高い SAF の国内空港における供給・利用拡大に向け、以下に示す事業をはじめとする各種環境整備を行う。

### ①国産 SAF の国際認証取得

国産 SAF の CORSIA 認証取得に向けた SAF 製造事業者支援を通じて、原料・製法多様化・環境価値運用を後押しする。

### ②国内空港における SAF 利用の可視化

SAF の利用促進には、利用者自身が SAF によりどれだけ CO2 排出量の削減に貢献したか把握できることが重要。空港・物流事業者・エアライン等と連携し、SAF 利用と CO2 削減効果の利用者への可視化制度の拡充と普及を進め、SAF 利用に向けた機運醸成につなげる。

## ●SAF の供給拡大に向けた資源循環の促進（環境省）

バイオ燃料の原料となりえる廃棄物由来のバイオ燃料を促進するため、原料回収や技術面における課題解消のための実証事業や事業支援等を実施する。

### ①調査・実証事業（脱炭素型循環経済システム構築促進事業）

SAF や BDF といったバイオ燃料について、省 CO2 型の回収又は生産を行う技

術実証を支援。

## ②原料回収に係る促進事業（地域資源の徹底活用に向けた資源循環加速化事業）【再掲】

SAF 原料等のバイオマス系も含めた地域で未利用資源廃棄物について、技術導入や再資源化に係る技術面での実施可能性や事業性の調査分析、試行的な販売実証等を支援。

## ●サステナブルファッションの推進（消費者庁、経済産業省、環境省）

2030 年度時点において、家庭から手放される衣料品のうち、廃棄されるものを 2020 年度比で 25%削減することを目指し、2026 年 3 月に策定された「サステナブルファッションの推進に向けたアクションプラン」にて示された施策の方向性のもと、以下の取組等を実施する。

- ・ 行政回収による衣類資源の質・量の向上
- ・ 民間回収の全国展開、マッピング等による回収拠点の見える化
- ・ 再資源化量増加に向けたプロジェクト等支援、新たな再資源化手法に関する調査・検討
- ・ リユース等の促進に関するロードマップを踏まえた施策の推進
- ・ 衣類を長く大切に使う機運の醸成、生活者の行動変容の促進
- ・ 環境配慮製品の販売促進、需要創出に関する環境整備

## ●使用済紙おむつリサイクルの推進（環境省）

紙おむつは高齢化社会により、今後排出量が多くなる見込み（一般廃棄物に占める割合は、2023 年度時点では約 5.5%から 2030 年度は 6.6～7.1%に）。紙おむつは、殺菌処理などをした上でリサイクルが可能である。使用済み紙おむつのリサイクルの推進に向け以下の取組を行う。

### ①自治体支援

自治体の紙おむつリサイクル導入に向けた調査やモデル実証など伴走支援事業を実施する。

### ②紙おむつリサイクルに関する情報提供

令和 8 年 4 月に改定した紙おむつリサイクルガイドラインなど、関連情報の提供を強化し、リサイクルの導入検討を支援する。また、関係者間の連携強化のため、検討の場を設ける。

### ③リサイクル技術開発や設備導入への支援

リサイクル関連予算を通じて、紙おむつリサイクルに関連する技術開発や設備導入を支援する。

#### 4. 資源循環分野の国際ルール形成

##### ●資源循環分野の情報開示スキーム及び循環性指標の国際ルール形成（環境省）

資源循環に関する目標・指標設定やその情報開示は、製品・サービスの競争力、企業の資金調達力等に直結するものの、TCFD や TNFD のように国際的な枠組みが確立されていないため、国際ルール形成を主導すべく、以下の取組を推進（内閣府 BRIDGE 事業 等）。①企業の資源循環分野の評価・情報開示スキームの確立

WBCSD（持続可能な開発のための世界経済人会議）等が開発するグローバル循環プロトコル（GCP）の改善を主導・貢献。指標の改善、金融の側面での検討推進。②循環性指標の標準化戦略の立案と推進

バリューチェーンごとの特性等を踏まえた企業・製品の循環性指標を開発するとともに、指標の国際標準化に向けた戦略を策定。併せて、関係する国際チャネルにおいて、標準化に向けた活動を実施。③投融資ガイダンスによる資源循環分野への投資促進支援

金融機関や投資家および資源循環の取組を行う企業に向けて、GCP に基づく情報開示及び、開示情報を活用した資源循環分野への投融資の促進をするガイダンスの作成。

##### ●産官学連携によるサーキュラーエコノミーの加速化【再掲】（経済産業省・環境省）

#### 5. 循環経済を国民運動に

##### ●循環経済パートナーシップ（J4CE）（環境省・経済産業省）

2021 年 3 月に環境省・経済産業省・経団連により発足した J4CE は、5 年が経過し、循環経済の理解情勢等に貢献してきた。今後は、国内外への情報発信を強化するとともに、地方での対話の場の活動を進めるなど活動の深化を図る。

##### ①循環経済に関する日本の取組事例の収集と国内外への発信・共有

- ・ 循環経済に関する国内企業への情報共有
- ・ 国内企業の取組事例の収集・国外への発信
- ・ 海外の循環経済に関する団体等との連携

##### ②循環経済促進に向けた対話の場の設定／循環経済に関する情報共有やネットワーク形成

- ・ 官民対話の場を通じた国内外の政策理解
- ・ 事業者間連携の強化を目的とし、対面によるワークショップを開催

・ビジネス交流会による事業者間連携の機会の創出

●産官学連携によるサーキュラーエコノミーの加速化【再掲】（経済産業省・環境省）

●資源循環自治体フォーラム等を通じた資源循環ビジネス創出支援（環境省）

廃棄物等から付加価値を生み出す地域の資源循環基盤の強化に向けて、全都道府県・市町村からなる「資源循環自治体フォーラム」を全国で7回開催し、国の政策や先進自治体の事例の共有、自治体と様々な企業の意見交換を通じて官民・動静脈連携を促進する機会を設け、新規ビジネスの創出を支援し、地域の課題に即した意見交換、事業者紹介、マッチング、事業化支援等を実施。同時に、資源循環自治体フォーラムの開催及び様々な関係者が同フォーラムに参加することを通じて、資源循環を国民運動に広げることに貢献する。

●「GREEN×EXPO 2027」の会場での資源循環の取組と情報発信（国土交通省・農林水産省・環境省・経済産業省）

「GREEN×EXPO 2027（2027年国際園芸博覧会）」は、資源循環の検討方針や対策、目標等を定めた「資源循環の考え方」を2025年3月に策定し、以下の①②等の取組を推進していく。政府においては政府苑及び現地ブース等で展示・イベント等を実施する。

①「着る循環」の社会実証

会期中の1万人を超えるボランティア、運営スタッフ等のユニフォームを“Plant-First(植物由来)”の素材で統一し、「着用→回収→堆肥化→資源循環」までを見据えた実証を展開。

②仮設建築物への「GREEN サークュラー建築」の実装

GX House（リユース型建築）を推進し、環境負荷の低減、資材の有効活用、国産木材の積極的な活用等を推進。

③政府ブースにおける展示・イベントの実施

バイオガスからの水素製造、サステナブルファッションの推進に向けた環境配慮型製品や先進的な衣類回収システム等、循環経済の取組を発信。

### Ⅲ. 施策の着実な実施と進捗管理

各府省庁は、行動計画に位置付けた各施策について、関係府省庁で連携しつつ、別紙「循環経済行動計画施策集」記載の工程表に沿って着実に取り組むとともに、国内

外の課題に迅速かつ柔軟に対応するため、必要に応じ施策の追加等を行う。行動計画の取組状況については、循環経済に関する関係閣僚会議や幹事会の開催等を通じ、適時にフォローアップを行い、必要に応じ行動計画の見直しを行う。